

報道機関各位

住民監査請求の結果について（棄却）

令和8年2月9日付けで提出された北九州市職員措置請求（住民監査請求）について監査を行ったのでお知らせします。

1 監査の実施経過等

- ・措置請求書の受理 令和8年2月24日
- ・請求人及び関係職員の陳述 3月9日
- ・請求人宛て監査結果を通知 4月3日

2 請求の要旨

- ・北九州市は、共同生活援助事業所「すずらんの家」に対し、夜間支援体制加算を含む障害福祉サービス費を継続して支出しているが、当該事業所は、請求人の入居当初（令和4年7月1日）、夜勤体制ではなかった。
- ・請求人が入居時に締結した契約書には、夜勤体制および夜勤職員配置体制加算に関する明示的な記載がない。
- ・重要事項説明書は、「すずらんの家」全体を対象とした内容であり、当該事業所固有の夜勤体制の開始時期や具体的な体制が明確でない。
- ・個別支援計画書の内容は、請求人の主張する夜勤体制開始（令和5年3月1日）前後で変更がなく、夜勤職員の常駐を示す内容とは言い難い。
- ・市は夜間支援体制加算の算定要件について、書面上の形式的確認にとどまり、実際の人員配置、支援内容、体制の継続性等について十分な確認・指導を行ってこなかった可能性があり、財務会計行為として不当である。

3 監査の結果

請求人の主張には理由がないものと判断し、本件請求については、これを棄却する。（棄却理由は別紙のとおり）

※監査結果は市ホームページに掲載する。

(http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kansa/file_0012.html)

【参考】住民訴訟について（地方自治法第242条の2）

2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

- 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内

担 当：行政委員会事務局監査第一課
【課長】本島、【係長】三宅
電 話：093-582-3091

主な請求内容	棄却理由
<ul style="list-style-type: none"> 市は夜間支援体制加算の算定要件について、書面上の形式的確認にとどまり、実際の人員配置、支援内容、体制の継続性等について十分な確認・指導を行ってこなかった可能性があり、財務会計行為として不当である。 	<p>【加算の算定要件の審査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同生活援助事業所「すずらの家」の運営法人から北九州市に提出された届出書について、夜間従事者の氏名、職種、勤務形態等の必要事項が記載され、報酬告示に定められた加算単位数が算定されていることを確認した。 北九州市が指定する様式により本サービス事業者から届出書が提出され、報酬告示等の基準に基づき夜間支援等体制加算の単位数の審査及び決定がなされており、適正な手続がなされていると認められる。 <p>【請求に対する審査及び支払事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北九州市は審査及び支払に関する事務を福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」）に委託している。厚生労働省会議資料では、国保連が実施する審査とは、サービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるかを客観的に判定することを意味するとされている。 本サービス事業者は、サービス提供に基づいて請求データを入力し、国保連にて一次審査の後、北九州市で二次審査を行い支払が行われている。 令和7年2月から令和8年1月までの請求書等を確認したところ、加算単位数等の内容に誤りはなく、省令等の基準を満たしている。国保連及び北九州市は、国等の事務手順に沿って請求内容を適正に審査しており、支払事務は適正であると認められる。 <p>【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> 夜間支援等体制加算の算定要件の審査、並びに障害福祉サービス給付費に係る請求に対する審査及び支払事務について、共に国等の事務手順に沿って適正に行われている。